この内容は提案時(2003.1.29)のものであり最終規則ではありません

承認様式:OMB No.0910-xxxx 有効期限: 未尾の OMB 説明参照のこと

DDHS/FDA 食品施設登録用紙(案)

日付: (月/日/年)		
セクション 1 登録の種類		
1a. 国内登録	国外登録	
1b. 新規登録		
登録内容の変更		
既登録番号:		
該当する変更は全て	チェックすること	
施設名称/所在地の変更	季節操業施設の操業期日変更	
希望する郵送先の変更	施設種別の変更	
親会社に関する変更	倉庫保管種別の変更	
緊急連絡先の変更	人間用食品分類の変更	
トレード名の変更	動物用食品分類の変更	
米国代理人に関する変更(国外のみ) 所有者、操業者、代理人の変更	
セクション 2 施設名称・所在地に関する情報		
施設名称:		
施設所在地(番地):	州(都道府県):	
市:	特別地区・統治領:	
郵便番号:	電話番号 (国外施設では国、市外番号も):	
国:	電子メールアドレス (あれば):	
ファックス番号(あれば;国外施設では国、市外番号も):		
セクション 3:任意 郵送希望先 (セクション 2 の施設名称所在地と異なる場合のみ記入)		
名称:		
所在地:		
市:	M :	
郵便番号:	特別区・統治領:	
国:	電話番号 (国外施設では国、市外番号も):	
ファックス番号 (あれば ; 国外施設では国、市外番号も):	電子メールアドレス:	

様式 3537 (1/03)

この内容は提案時(2003.1.29)のものであり最終規則ではありません

承認様式:OMB No.0910-xxxx 有効期限: 未尾の OMB 説明参照のこと

DDHS/FDA 食品施設登録用紙(案)

セクション 4 親会社の名称・所在地の情報(該当する場合)		
親会社の名称:		
親会社の所在地:		
市:	м :	
郵便番号:	特別区・統治領:	
国:	電話番号 (国外施設では国、市外番号も):	
ファックス番号 (あれば ; 国外施設では国、市外番号も)	電子メールアドレス (あれば)	
セクション 5 緊急連絡先		
氏名:		
役職名:	会社電話番号 (国外施設は国、市外番号も):	
自宅電話番号 (国外施設は国、市外番号も):	携帯電話番号 (あれば、国外施設は国、市外番号も):	
電子メールアドレス (あれば):		
セクション 6 トレード名(施設がセクション2に記入した名称の他にトレード名を使用している場合は以下に「~として営業」「施設は~としても知られる」のように記入する)		
トレード名#1:		
トレード名#2:		
セクション 7 米国代理人 (合衆国の州、統治領、コロンビア特別区、プエルトリコ以外の国外施設は記入すること)		
米国代理人の氏名:		
役職名:		
住所:		
市:	州 :	
郵便番号:	国:	
電話番号(市外番号も):		
ファックス番号 (あれば、市外番号も):		
電子メールアドレス (あれば):		

この内容は提案時(2003.1.29)のものであり最終規則ではありません

樣式 3537 (1/03) 承認樣式: OMB No.0910-xxxx

末尾の OMB 説明参照のこと

DDHS/FDA 食品施設登録用紙(案)

セクション8 任意項目:季節操業期間

(季節操業施設にあってはおよその営業期間)

操業期日·

セクション9 任意項目:施設の種別

(当該施設でおこなう製造加工、包装、保管に関わる全ての操作をチェックする)

倉庫/保管施設(例えば、タンク、穀物エレベータなどの貯蔵施設)

注:専用の倉庫/保管施設の場合はセクション 10 で該当するものをチェックする

酸性化/低酸性食品の製造加工者	ラベル貼付、再貼付
州外輸送、ケータリング、ケータリング拠点	製造加工者
貝類加工施設	包装、再包装
カミサリー(給食)	サルベージ業者(再処理加工)
契約殺菌処理	動物飼料製造加工保管

セクション 10 任意項目:専用の倉庫保管施設はここにチェックし、その他施設はすべて セクション 11 に記入

常温貯蔵(加温貯蔵も含む) 冷蔵貯蔵 冷凍貯蔵

セクション 11 人間用食品の製品分類(人間用食品の施設は、専用倉庫を除いて全てここに記人)

注:分類は Product Code Builder (www.fda.gov/search/databases.html)および 21CFR 170.3 にある資料を参照のこと

1.アルコール飲料

[21CFR 170.3 (n)(2)]

6. シリアル加工品、朝食用シリアルズ、 インスタントシリアルズ

[21CFR 170.3 (n)(4)]

2.ベビーフード(乳児、幼児、インファントフ ォーミュラ)

7. チーズ、チーズ製品 [21CFR 170.3 (n)(5)]

3. ベーカリ製品、生地用ミックス、アイシン

[21CFR 170.3 (n)(1),(9)]

4. 飲料用ベース

[21CFR 170.3 (n)(3),(16),(35)]

8. チョコレート、ココア製品 [21CFR 170.3 (n)(3),(9),(38),(43)]]

9.コーヒー、茶

[21CFR 170.3 (n)(3),(7)]

5. チョコレートなしのキャンディ、キャンデ ィ、チューインガム

[21CFR 170.3 (n)(6),(9),(25),(38)]

10.食品用着色料

[21CFR 170.3 (o)(4)]

25. 複数食材によるディナー、グレービ ーソース、スペシャリティ

 $[21CFR\ 170.3\ (n)(11),(14),(17),(18),\ (23),$ (29), (34), (40)]

26. ナッツ、食用種実製品 [21CFR 170.3 (n)(26),(32)]

この内容は提案時(2003.1.29)のものであり最終規則ではありません

様式 3537 (1/03) 承認様式: OMB No.0910-xxxx

末尾の OMB 説明参照のこと

DDHS/FDA 食品施設登録用紙(案)

11.ダイエタリー食品、代替食品(医療食を含む)

[21CFR 170.3 (n)(31)]

12. 栄養補助食品

タンパク質アミノ酸、脂肪など

[21CFR 170.3 (o)(20)]

ビタミンミネラル [21CFR 170.3 (o)(20)]

動物性副産物、抽出物 (任意)

ハーブ薬草類 (任意)

13. ドレッシング、香辛料

[21CFR 170.3 (n)(8),(12)]

14. 魚介類、水産食品

[21CFR 170.3 (n)(13),(15),(39),(40)]

28. 卵と卵製品

[21CFR 170.3 (n)(11),(14)]

15. 食品包装その他食品に接触物から移行す る物質

(任意)

29. スナック製品(小麦粉、ミール、野菜ベース)

[21CFR 170.3 (n)(37)]

16. 食品添加物 GRAS 物質、その他加工に利用

される原材料

[21CFR 170.3 (n)(42); 21CFR 170.3(o)(1), (2), (3), (5),(6),(8),(9),(10),(12),(13),(14),(15),(16),(17),(18), (19), (22), (24)(25),(26),(27),(28),(29),(30),(31),32]]

30. 香辛料、着香料、塩 [21CFR 170.3 (n)(26)]

17. 甘味料(栄養となるもの)

[21CFR 170.3 (n)(9),(41), 21 CFR 170.3(o)(21)]

31. スープ

[21CFR 170.3 (n)(39),(40)]

18. 果実とその製品

[21CFR 170.3 (n)(16),(27),(28),(35),(43)]

32. 清涼飲料、水

[21CFR 170.3 (n)(3),(35)]

19. ゼラチン、レンネット、プディングミック ス、パイフィリング

[21CFR 170.3 (n)(22)]

33. 野菜と野菜製品 [21CFR 170.3 (n)(19),(36)]

20. アイスクリームと関連製品

[21CFR 170.3 (n)(20),(21)]

34. 植物油(オリーブ油を含む)

[21CFR 170.3 (n)(12)]

21. イミテーション乳製品

[21CFR 170.3 (n)(10)]

35. 植物タンパク製品(イミテーション肉) [21CFR 170.3 (n)(33)]

22. マカロニ、麺類

[21CFR 170.3 (n)(23)]

24. 乳、バター、乾燥乳製品

36. 全粒穀類、あわ製品、デンプン [21CFR 170.3 (n)(1),(23)]

23. 肉、肉製品、食鳥肉 (FDA 管轄分)

[21CFR 170.3 (n)(17),(18),(29),(34),(39),(40)]

[21CFR 170.3 (n)(12),(30),(31)]

様式 3537 (1/03)

37. 人間用食品全分野 (任意)

この内容は提案時(2003.1.29)のものであり最終規則ではありません

承認樣式:OMB No.0910-xxxx 有効期限: 末尾の OMB 説明参照のこと

DDHS/FDA 食品施設登録用紙(案)

セクション 11a 動物	田食品の製品分類
--------------	----------

1.穀類(大麦、ソルガム、トウモロコシ、オ 18.非タンパク含窒素製品

ーツ麦、米、ライ麦、小麦など)

2.油脂用種実製品(綿実、大豆、その他油用 19.ピーナッツ製品

3.アルファルファ、レスペデサ製品

20.動物性再資源化製品

4.アミノ酸

21.スクリーニング

5.動物性副産物

22.ビタミン

6.醸造副産物

23.イースト製品

7.化学的保存料

24.混合飼料(食鳥、家畜、馬)

8.カンキツ製品

25.ペットフード

9.蒸留副産物

26.全分野

10.酵素

11.油脂

12.発酵副産物

13.水産物

14 乳製品

15.無機物

16.その他特定用途製品

17.モラセス

様式 3537 (1/03)

この内容は提案時(2003.1.29)のものであり最終規則ではありません

承認様式:OMB No.0910-xxxx 有効期限: 未尾の OMB 説明参照のこと

DDHS/FDA 食品施設登録用紙(案)

世クション 12 確認 関係施設の所有者、操業者、代理人は本登録書を提出しなければならない。 本用紙を FDA に提出することにより、所有者、操業者、代理人は上記の記載事項が真実、正確であることを証し、かつ当該施設を登録する権限を持つことを認める。連邦法 18 U.S.C. 1001 により、米国連邦政府に虚偽の申請をした者は刑事罰に処せられる。 登録書提出人の氏名(タイプ印字) 電話番号(国外施設にあっては国、アックス番号(あれば、国外施設にあっては国、市外番号も): 「こあっては国、市外番号も): 「は):

FDA 記入欄		
登録書受領日	施設宛返信日	

様式 3537 (1/03)

この内容は提案時(2003.1.29)のものであり最終規則ではありません

承認様式:OMB No.0910-xxxx 有効期限: 末尾の OMB 説明参照のこと

DHHS/FDA 食品施設登録の取り消し		
既登録番号:		
国内登録	国外登録	
施設名称/所在地の情報		
施設名称		
施設の所在地 (町番地):		
市:	州:	
郵便番号:	特別地区・統治領:	
国:		
確	認	
関係施設の所有者、操業者、代理人は本登録書を	を提出しなければならない。	
本用紙を FDA に提出することにより、所有者、操業者、代理人は上記の記載事項が真実、正確であることを証し、かつ当該施設を登録取消をする権限を持つことを認める。連邦法 18 U.S.C. 1001 により、米国連邦政府に虚偽の申請をした者は刑事罰に処せられる。		
取り消し提出人の氏名(タイプ印字)		
住所	電子メールアドレス (あれば)	
FDA 記入欄		
取消書提出日	施設宛確認送信日	

本件についての国民負担は1件あたり平均1時間と見込まれる。その内容は、指示再点検、既存データ資源の調査、必要データの収集、保持、完成と再校などの時間である。この負担時間に関する意見、あるいは短縮などに関する意見などは下記まで寄せられたい。

Department of Health and Human Services Food and Drug Administration CFSAN (HFS-024) 5100 Paint Branch Parkway College Part, MD 20740

正当な OMB 管理番号の表示がなければ、当局が実施、補助をすることはなく、個人も情報に対する回答を行う必要はない。

様式 3537a (1/03)